

「みーつけた de 西播磨」(インフルエンサー連携による西播磨観光情報発信事業)  
業務委託業務仕様書

## 1 委託業務名

「みーつけた de 西播磨」(インフルエンサー連携による西播磨観光情報発信事業)

## 2 業務の目的

近年、SNS の影響力が急速に高まり、特に若年層は、広告よりもインフルエンサーの“体験共有”を重視する傾向が強く、実体験に基づく発信が旅行先選択の重要な判断材料となっている。本事業は、インフルエンサーの発信力や影響力を活用し、西播磨地域の多様な魅力(歴史、自然、食、文化、人の営み等)を、体験をとおしたリアルな視点で発信を行うことで西播磨地域の認知度向上及び誘客促進を図る。

## 3 事業コンセプト

「みーつけた!」と思わず誰かに伝えたいくなる西播磨の魅力を、インフルエンサー自身の言葉で発信する。単なる観光地紹介だけではなく、「なぜここが西播磨らしいのか」「どんな背景や思いがあるのか」を理解したうえでの情報発信を重視する。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)まで

## 5 委託費

4,916,000円以内(消費税及び地方消費税含む)

## 6 委託業務内容

以下の業務を行うこととし、詳細については企画提案内容等を基に西播磨ツーリズム振興協議会と受注者が協議し、調整の上、決定する。上記の目的を達成するため、下記に示す要件を上回る、創意工夫のある提案を期待する。

### (1) 本業務の目的に沿った動画コンテンツの企画

企画にあたり、西播磨地域の特色を考慮するとともに、ターゲット設定やコンセプト設計を提案すること。

### (2) 西播磨地域の魅力整理及び発信テーマ設計

①西播磨地域(構成市町、観光資源、歴史・文化、食、暮らし、人等)について情報収集を行い、魅力を体系的に整理すること。

②本事業において発信すべきテーマ(例:歴史と暮らし、自然体験、食、地域の人等)を設定すること。

③上記を踏まえ、インフルエンサーに共有するための「西播磨魅力整理資料(概

要版)」を作成すること。

### (3) インフルエンサーの選定

①以下のア～オの条件を満たしたインフルエンサーを2名以上選定すること。

ア 兵庫県内または岡山県内に在住もしくは兵庫県または岡山県を活動拠点とし、幅広い年齢層から支持を得ていること

イ 発信を行うSNS媒体は、組織の公式アカウントではなく、個人が有しているアカウントであること

ウ 直近3年以内に30件以上の投稿を行っていること（動画含む）

エ 直近3年以内に投稿した動画について、再生回数が、有するフォロワー数を超えているものがあること

オ 選定にあたっては、選定したインフルエンサーのインスタグラム平均フォロワー数が2万人以上であること（令和8年4月1日時点）

②候補者については、選定理由を明示したリストを提出し、協議会の承認を得ること。

### (4) 西播磨地域における体験設計及び実施

インフルエンサーが西播磨の魅力を理解し、体験に基づく発信を行えるよう、以下の体験設計を行うこと。

#### ①体験設計の基本方針

・単なる「映える観光地巡り」ではなく、西播磨ならではの背景やストーリーを体感できる内容とする。

・地域の人との交流や、日常・暮らしを感じられる要素を可能な限り組み込むこと。

#### ②体験内容（例示）

※下記は一例であるが、提案により最適な構成とすること。

##### 【歴史・文化体験】

・山城、史跡の案内（ガイド付き） ・地域に根付く文化に関する紹介

##### 【自然・暮らし体験】

・里山、農村風景の散策

##### 【食の体験】

・地場産業（フィールドパビリオン含む）や農林水産業の体験見学

##### 【人との交流】

・地域で活動する人（事業者、担い手等）との対話

・地域への想いや愛着を直接聞く機会の創出

(5) インフルエンサー向け事前説明・共有

①体験実施前に、事業の趣旨、西播磨地域の特徴、発信が期待されるポイント等を説明する場を設けること。

②投稿内容については、表現の自由を尊重しつつ、事前に発信テーマやハッシュタグ等の方向性を共有すること。

※予め西播磨ツーリズム振興協議会と委託業者が共有している内容について、委託業者からインフルエンサーに説明。

(6) 撮影場所の選定・撮影

①プロモーション動画の作成にあたり、西播磨の魅力発信が可能な施設等を14か所以上選定（1市町あたり2動画）し、撮影を実施すること。

②作成する動画は西播磨管内の7市町（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）単位で作成することとし、動画1本につき少なくとも2か所を選定すること。

(7) 動画の作成・SNSによる情報発信

①（1）で検討した内容を基に、動画を作成すること。

なお、配信については、本協議会のインスタグラムアカウントと共同投稿とすること。

②投稿には、統一ハッシュタグ「#みーつけた de 西播磨」を必ず使用すること。

③投稿回数、投稿期間等は提案によるものとするが、継続的な露出が図られるよう工夫すること。

(8) 動画投稿事務等にかかる手配

選定したインフルエンサーの投稿事務等に係る手配全般（スケジュール調整・活動支援及び管理・謝金の支払い等）を行うこと。

## (9) 西播磨観光スポット紹介冊子作成

西播磨の観光スポット紹介冊子を作成すること。冊子の仕様は下記のとおりとする。

ア	サイズ	A5サイズ（16頁～18頁）
イ	材質	長期に掲出に耐えるものとする
ウ	内容	投稿した内容を掲載する。 1市町につき2頁でまとめることとする。
エ	数量	10,000部
オ	納期	令和9年3月31日（水）
カ	納品場所	兵庫県西播磨県民局県民躍動室地域振興課
キ	その他	冊子の内容については、当協議会と協議の上、業務の目的達成に資すると認められる場合には、体裁を変更できるものとする。

## 7 受注者の責務

(1) 苦情等の処理業務実施で生じたトラブルについては、受注者が責任を持って対応すること。対応に当たっては、当協議会と十分連携を行い、トラブルの解決に努めること。

(2) 法令等の遵守

受注者は、本委託業務の履行にあたって、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の契約事項に従って処理すること。

(3) 信用失墜行為の禁止

受注者は、本委託業務の履行にあたり不正な行為をするなど、当協議会の信用を失墜する行為を行わないこと。

(4) 受注者の誠実義務

受注者は、本委託業務の履行にあたっては、誠実に業務にあたらなければならない。当協議会から履行状況について、問合せ又は申入れがあった場合は、速やかに、かつ誠実に対応しなければならない。

## 8 再委託の取扱い

(1) 受注者は、本委託業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし発注者の承認を得た場合は、再委託することができる。

(2) 再委託を行う場合、この仕様書に定める事項については、受注者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受注者は、再委託先がこれを遵守することに關して一切の責任を負う。

## 9 使用機器及び設備

委託内容を履行するために使用する機器及び設備は全て受注者が用意するものとする。

## 10 守秘義務

受注者は本委託業務により得た一切の情報・成果について、本委託業務の目的以外に使用してはならない。

また、受注者は本委託業務の履行にあたって知った、又は知り得た秘密を、本委託業務期間中はもちろん契約終了後においても当協議会及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。この場合においては、受注者は、自ら及び業務従事者が秘密を漏らしたことにより発生した損害を賠償しなければならない。

なお、本委託業務の過程で知り得た情報などについては、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、収集した調査等の資料の処分などについては当協議会との協議に従うものとする。

## 11 成果物一覧

本業務に求める成果物は「図表 成果物 一覧」のとおりとする。成果物は紙媒体で3部、電子媒体で1部提出すること。

なお、紙で提出することが困難なデータについては、電子媒体のみ納品することで可とする。

図表 成果物 一覧

成果物	提出期限
業務実施計画書（インフルエンサー選定リスト含む）	契約締結後 14 日以内
業務実施報告書 （SNS 投稿実績一覧、効果測定、分析報告書、西播磨 魅力整理資料）	令和 9 年 3 月 31 日
投稿動画	配信日の 10 開庁日前
紹介冊子、冊子データ（PDF 形式及び AI 形式）	令和 9 年 3 月 31 日
業務結果報告書	令和 9 年 3 月 31 日

## 12 留意事項等

- (1) 受注者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について本協議会に随時報告を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受注者は、本協議会が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については本協議会の指示に従うこと。
- (3) 受注者は、本事業に係るすべての書類、またその内容について、本協議会の許可なく譲渡、公開をしてはならないこと。

- (4) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、協議会に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。
- (5) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続や使用権料等は、全て受注者が責任を持ち対応すること。
- (6) 委託契約の締結
- ア 契約に関する事務は当協議会で行う。
  - イ 当協議会は、選定された業務を提案した事業者と提案業務の実施方法等について協議・調整を行う。その際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
  - ウ 契約条項は、当協議会において示す。
- (7) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、本協議会と受注者が双方協議のうえ決定する。
- (8) 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 当協議会に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、本協議会と協議を行うこと。
  - オ 本事業は単なる広告的発信ではなく、西播磨地域への共感・理解を深めることを重視する。
  - カ 投稿内容については、地域のイメージを損なわないよう十分配慮すること。
- (9) その他
- 業務の詳細な進め方については、協議会と協議のうえ決定するものとする。